

## 群馬大学教職員評価不服審査委員会設置要項

平成20年3月26日 制定

改正 平成23年4月1日

平成29年4月1日

(設置)

第1 教職員評価・人事制度検討部会設置要項に基づき、教職員からの評価に対する不服申立てを処理するため、群馬大学教職員不服審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2 委員会は、教職員からの人事評価に対する不服申し立てに対し審査業務を行う。

(委員)

第3 委員会に次の各号に掲げる委員を置く。

- (1) 教育・企画担当理事
- (2) 研究担当理事
- (3) 総務・財務担当理事
- (4) 総合情報メディアセンター長
- (5) 総務部長
- (6) 附属学校教員評価実施専門部会長
- (7) 医学部附属病院副病院長
- (8) その他関係教職員の中から学長が指名する者をもって構成する。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、教育・企画担当理事をもって充てる。

第5 委員会に次の各号に掲げる委員会を置き、学長が指名する者をもって構成する。

- (1) 教員評価不服審査委員会
- (2) 附属学校教員評価不服審査委員会
- (3) 職員評価不服審査委員会

第6 第5の各号に定める委員会の委員長は学長の指名する者をもって充てる。

第7 第4の委員長が必要と認めたときは、第3の委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

第8 委員会の事務は総務部人事労務課において行う。